

紙のご利用代金明細書発行手数料につきまして			
日産カード 会員規約	(代金決済) 第 11 条 3. 当社は、前二項に基づく毎月の支払金額を、支払月の前月末頃、本人会員あらかじめ届出た送り先にご利用明細書として書面又は電磁的方法により送付する方法で通知します。当社がご利用明細書を書面で送付した場合、本人会員は当社に対して明細書の発行及び送付に係る<u>当社所定の発行手数料</u>を支払うものとします。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき速やかに確認のうえ、ご利用明細書の内容について異議がある場合は、通知を受けたのち 20 日以内に当社に連絡するものとします。なお、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について本人会員が承認したものとみなします。	新	所定の手数料 330円 (消費税込)
		旧	所定の手数料 0円 (消費税込)